国民

日本年金機構ホームページ http://www.nenkin.go.jp/

年 金

残された家族を支える 遺族基礎年金

●問合先 土浦年金事務所 ☎ 029-824-7169 / 市役所国保年金課 年金G 内線 105、106

遺族基礎年金は、国民年金加入中の死亡または老齢基礎年金を受ける資格期間(原則 25 年)を満たした方が死亡したとき、その方によって生計を維持していた「子のある妻」または「子」に対して、子が 18 歳に到達した年度末まで支給されます。

●遺族基礎年金を受けるための要件

次の①~④のいずれかに該当する方が死亡したときに、その方によって生計を維持していた「子のある妻」または「子」に、子が18歳に到達した年度末になるまで(1・2級の障がいの状態にある子の場合は20歳になるまで)支給されます。

- ①国民年金の被保険者
- ②国民年金の被保険者であった方で、国内に住所 を有し、60歳以上 65歳未満の方
- ③老齢基礎年金の受給権者
- ④老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方
- *①②の場合、死亡日の前日において次の保険料 納付要件のいずれかを満たしていることが必要
- ◇保険料納付要件の原則および保険料納付要件の 特例 死亡月の前々月までの被保険者期間のう

ち、保険料納付済期間(免除、納付猶予、学生納付特例期間も含む)が3分の2以上必要です。また、特例として、平成28年3月31日以前に死亡した場合は、死亡月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がない場合も該当します。

●年金額(平成24年度)

• 子のいる妻が受け取る場合の年金額(単位:円)

	基本額	加算額	年金額
子が1人	786,500	226,300	1,012,800
子が2人		452,600	1,239,100

• 子が受け取る場合の年金額(単位:円)

	基本額	加算額	年金額
子が1人	786,500	0	786,500
子が2人		226,300	1,012,800

※子が3人以上いる場合は、1人につき75,400円加算

無料年金相談

街角の年金相談センター土浦

年金相談や年金請求などの手続きが無料でできます

「街角の年金相談センター土浦」は、「対面による年金相談」です(電話相談は行っていません)。 相談の際には、年金手帳、年金証書、払込通知書や基礎年金番号がわかる書類など本人確認のできる ものが必要ですので、予約時にご確認ください。なお、代理の方が相談する場合は委任状が必要です。

- **▶住 所** 土浦市桜町 1 -16-12 住友生命土浦ビル 3 階
- ▶問合先 ☎ 029-825-2300 (予約受付) M 029-821-1066

▶相談受付時間

- 毎週月~金曜日 8:30~17:15 ※土・日曜日、祝日、年末年始 (12月29日~1月3日)を除く
- 毎月第2土曜日 9:30~16:00

▶アクセス方法

J R 土浦駅から徒歩約3分 J R 土浦駅前バス停から徒歩約2分

駐車場はウララパーキングをご利用ください。

~「街角の年金相談センター土浦」は、

日本年金機構から全国社会保険労務士会連合会へ 委託され、茨城県社会保険労務士会が運営しています~

